

ウェブアンテナ利用規約

本規約は、株式会社ビービット(以下「ビービット」)が提供する効果測定サービスであるウェブアンテナ(以下「本サービス」)の利用者(以下「利用者」)と、ビービットとの間で、遵守・了解すべき事項を規定したものである。なお、本規約において、利用者およびビービットを総称して「当事者」ということがある。利用者が本サービスをビービットの販売代理店から購入した場合、本規約の適用上、かかる販売代理店を「販売代理店」という。

第1条 (サービス)

- 1 本サービスの詳細内容については、別途ビービットが定めるところによる。
- 2 ビービットは、本サービスの機能について、ビービットの判断により自由にその機能を変更することができる。ただし、ビービットは必要に応じて、その内容を事前に利用者に通知するものとする。
- 3 本サービスの効果測定結果は、ビービット独自の測定方法により算出されるものであり、ビービットは、第三者(広告配信先の媒体を含む)が提供する類似サービスが採用する測定方法との整合性について一切関知および保証しない。
- 4 本サービスの安定的な運用のため、効果測定対象となるウェブサイトの1ヶ月あたりのページビュー数は1,000万ページビューを限度とする。ただし、ビービットから特別の許可を受けた場合はこの限りではない。
- 5 本サービスの安定的な運用に支障が生じると考えられる場合等には、ビービットもしくは販売代理店は利用者に測定タグ設置の制限または削除を要請でき、利用者は、当該要請に従って測定タグの設置を制限または削除しなければならない。
- 6 本サービスを向上させるため、またはその他ビービットが必要であると判断した場合、ビービットは、アップデートされたコード(測定タグ、計測用パラメータ等)を利用者に提供できる。
- 7 利用者は、該当する利用者のサイト内での本サービス導入に責任を負い、費用を負担する。
- 8 ビービットまたは販売代理店から利用者に対する通知は、電子メール、郵送、またはビービット所定のホームページ上に掲載することによって行う。電子メールの場合は、通知内容が送信された時点で通知が到達したものとみなし、郵送の場合は、利用者の所在不明等、利用者の責に帰すべき事由により通知が到達しなかった場合には、発送日から2週間を経過した日に到達したものとみなし、またビービット所定のホームページ上に掲載する場合は、通知内容がホームページ上に掲載された時点で通知が到達したものとみなす。
- 9 販売代理店から本サービスを購入した利用者に対してビービットが通知を行う場合、当該販売代理店に通知を行うことによって完了するものとし、ビービットは、かかる利用者に対する直接の報告・連絡の義務を負わないものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

第2条 (契約成立)

- 1 利用者は、ビービット所定の利用申込書(以下「申込書」)に必要事項を記入・捺印の上、ビービットまたは販売代理店に提出することで、本利用規約に同意の上、本サービスへの申込を行ったものと

する。なお、申込書記載の条項において、本規約の条項と異なる事項があった場合には、申込書記載の条項が優先する。

- 2 利用者からの申込に対し、ビービットまたは販売代理店が効果測定結果の閲覧画面にログインするIDおよびパスワードを通知した時点で、ビービットが申込を承諾し、契約が成立したものとする。
- 3 利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、ビービットは、申込を拒絶することができる。
 - (1) 債務履行が困難であるとビービットが判断した場合
 - (2) 申込書記載事項に虚偽がある場合
 - (3) 申込内容が、ビービットのサーバに著しい負荷を及ぼす可能性がある場合
 - (4) 本規約に違反するおそれがある場合、または過去に本規約に違反した者である場合
 - (5) 利用用途が公序良俗に反すると判断される場合
 - (6) その他、本サービスを利用することが適当でないとビービットが判断した場合

第3条（利用期間）

- 1 本サービスの最低利用期間は、申込書記載の利用開始月から3ヶ月間とする。
- 2 本サービスの利用期間は申込書に定めるものとし、契約終了日の1ヶ月前までに利用者から本契約終了の意思表示がない場合には、本契約は、同一条件にてさらに3ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様である。
- 3 利用者は利用期間終了後2週間以内に測定タグ、計測用パラメータ等を自費で削除するものとする。

第4条（解約）

- 1 利用者は、契約終了日の1ヶ月前までにビービットまたは販売代理店に書面で通知することで、当該終了日に本契約を解約できる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、前項によらず、利用者は本契約を解約できる。
 - (1) 申込書に特別の記載がある場合
 - (2) 当事者の協議により、解約に合意した場合
 - (3) ビービットまたは販売代理店が本規約または申込書記載の条項に違反し、相当期間を定めた催告があったにもかかわらずこれを是正しない場合
 - (4) ビービットにつき、民事再生、会社更生、破産、または特別清算の申立がなされた場合
- 3 第1項、第2項に定める以外の、利用者都合による解約はできないものとする。

第5条（利用料金）

- 1 本サービスの利用にかかる料金(以下「利用料金」)は、ビービットが別途定める「ウェブアンテナ料金表」によるものとする。
- 2 物価変動等によりビービットが本サービスの利用料金を不相当と認めるときは、契約期間内でも「ウェブアンテナ料金表」を改定できる。その際は、改定日の3ヶ月前までに利用者に通知する。

第6条（支払）

- 1 本サービスの利用料金は毎月末日を締日として計算される。ただし、第4条第2項、第10条により月の途中で契約が終了した場合は、当該終了日を締日として料金を計算する。
- 2 利用者は、ビービットまたは販売代理店が発行する請求書に基づき、当月分の利用料金に消費税相当額を合算した金額を翌月末日までにビービットまたは販売代理店の指定する方法で支払う。
- 3 利用者がビービットまたは販売代理店に対して利用料金を振込により支払う場合、振込手数料は利用者の負担とする。
- 4 利用者が利用料金の支払を遅延した場合、支払期限の翌日から完済に至る日まで、年率 14.6% の遅延損害金が発生するものとする。
- 5 第3条第3項にかかわらず、利用期間終了後2週間が経過しても本サービスを通じたデータ計測が行われている場合、利用者は、利用期間終了日から実際に利用を終了するまでの利用料金をビービットまたは販売代理店に支払わなければならない。

第7条（ID・パスワードの管理および利用）

- 1 利用者は、自己の責任において、ID およびパスワードを管理および利用するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしたりはならないものとする。
- 2 利用者による ID およびパスワードの管理が不十分であったことによつて発生した損害の責任は利用者自身が負い、ビービットおよび販売代理店は一切責任を負わないものとする。

第8条（禁止事項）

利用者が本サービスを利用するにあたり、以下の事項を禁ずる。

- (1) ビービットの書面による承認なく、利用契約の地位を第三者に譲渡、貸与すること、あるいは、利用契約から生じる権利義務の一部または全部の譲渡・引受、貸借、担保の供出を行うこと
- (2) 本サービスの測定結果またはレポートの内容その他本サービスに関し利用し得る情報を改ざんすること
- (3) 本契約にて明示的に許可されている以外の目的または方法で本サービスを自ら利用すること
- (4) 本サービスに関するコードの複製、変更、二次的著作物の作成、公衆の面前での実行展示をすること
- (5) 本サービスに関するコードの逆アセンブル、逆コンパイルまたはリバース・エンジニアリングを行うこと
- (6) ビービット、販売代理店、本サービスの他の利用者または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害すること
- (7) 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反すること
- (8) 法令または利用者が所属する業界団体の内部規則に違反すること
- (9) コンピュータウィルスその他有害なコンピュータ・プログラムを含む情報を送信すること
- (10) ビービットが定める一定の容量以上のデータを本サービスに関連して送信すること
- (11) ビービットまたは販売代理店による本サービスの運営を妨害するおそれのあること

(12) その他、ビービットが不適切と判断すること

第9条（本サービスの休止）

- 1 以下の各号のいずれかに該当する場合、または該当するおそれがあるとビービットが判断した場合、ビービットは、本サービスの一部または全部を一定期間休止することがある。
 - (1) 本サービスの点検、修理、データ更新の必要がある場合
 - (2) 火災・停電・天災地変等の非常事態の場合
 - (3) 設備の故障等やむをえない事情がある場合
 - (4) 本サービス提供のためのコンピュータシステムの不良および第三者からの不正アクセス、コンピュータウイルスの感染等による場合
 - (5) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりサービスの提供が困難になった場合
 - (6) その他、ビービットが本サービスの休止を必要と判断した場合
- 2 ビービットは、本サービスの提供を休止するときは、休止する日の7日前までにその理由と休止する日および期間を利用者に通知する。ただし、緊急時またはやむをえない場合はこの限りではない。
- 3 利用者は、第1項に起因して本サービスが休止したことにより効果測定データの一部が欠損することについて、予め承認するものとする。

第10条（本サービスの停止および契約解除）

ビービットは、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、または該当するおそれがあると判断した場合には、利用者に対し何等の催告を要せず、本サービスの一部または全部の提供を停止した上で、契約を解除することができる。

- (1) 本規約記載条項または申込書記載条項に違反があった場合
- (2) 申込書記載条項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 第8条に定める禁止事項を行った場合
- (4) ビービットまたは販売代理店への債務の支払を怠った場合
- (5) 民事再生、会社更生、破産、または特別清算の申立がされた場合
- (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立があった場合
- (7) 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
- (8) 租税公課の滞納処分を受けた場合
- (9) その他、上記に準ずる、利用契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

第11条（本サービスの廃止）

- 1 ビービットは、都合により本サービスの一部または全部を廃止することができる。
- 2 ビービットは、本サービスを廃止するときは、廃止する日の1ヶ月前までにその理由と廃止する日を利用者に通知する。

第12条(損害賠償)

- 1 ビービットの責に帰すべき事由に基づき、利用者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能状態」)に陥った場合で、かつ、ビービットが当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して 48 時間以上その状態が継続した場合、ビービットは、以下の計算式(a)に基づいて算出した金額について、利用者からの損害賠償請求に応じる。ただし、利用者の利用不能状態が回復した日から 30 日を経過しても損害賠償が請求されない場合には、利用者のビービットに対する請求権は消滅する。

(a) 賠償額＝

利用料×(利用不能状態の時間数÷24)÷当該月の日数(一円未満切捨て)

- 2 他の電気通信事業者が提供する電気通信役務に起因して利用不能状態が発生した場合、利用不能となった利用者全員に対する損害賠償総額は、ビービットがかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、ビービットは第 1 項に準じて利用者の損害賠償の請求に応じるものとする。
- 3 利用者が本サービスの利用に関してビービットの故意または重大な過失により損害を被った場合、ビービットが賠償すべき損害額は、第 1 項によらず、当事者の協議の上で算定するものとし、当事者は当該協議および損害額算定作業のために可能な限りの協力および情報開示を行う。この場合の損害賠償額の上限はビービットが利用者から直前に受領した利用料金の 1 ヶ月分とする。
- 4 利用者が本規約に違反したことにより、ビービットまたは販売代理店が損害を被った場合、利用者はその損害および費用(弁護士費用を含む)を賠償しなければならない。

第13条(免責)

- 1 ビービットおよび販売代理店は、本規約で特に定める場合を除き、利用者に対する本サービスの提供、休止、停止、廃止、変更、本契約の終了、利用者による本サービスの利用に起因して発生した損害、その他本サービスに関連して利用者が被った損害については免責される。
- 2 ビービットは、本サービスの内容または利用者が本サービスを通じて得た情報等の全てについて、完全性、確実性、正確性、有用性に関して責任を負わないものとする。
- 3 利用者は、本サービス利用の適法性については利用者自身で判断し、自己の責任において利用するものとし、ビービットはその判断について責任を負わないものとする。
- 4 利用者が本サービスを利用するにあたって発生した第三者との紛争に関しては、全て利用者の責任と費用において解決するものとし、ビービットおよび販売代理店は一切責任を負わない。また、利用者は、かかる紛争に関してビービットおよび販売代理店が被った損害(弁護士費用、第三者から請求された賠償額を含む)および損失を賠償または補償する。ただし、ビービットまたは販売代理店の責に起因する場合はこの限りではない。

第14条(データの取扱)

- 1 ビービットは、利用者による本サービスの利用を通じてビービットのサーバ内に蓄積された測定デ

ータ(以下「測定データ」)を本契約期間中に限り保存し、利用者からの測定データ受渡の請求に応じなければならない。

- 2 ビービットは、本契約期間中に限り、取得から満3年を経過していない測定データの集計数値につき、効果測定結果の閲覧画面で利用者が閲覧可能な状態にしなければならない。
- 3 ビービットは、利用期間終了後、当該利用者の測定データを全て削除できるものとする。
- 4 ビービットが利用者のサイトより入手した測定データは、利用者の秘密情報であり、ビービットは第三者に対し当該データを開示しない。
- 5 ビービットおよび販売代理店は、本契約期間中と終了後を問わず、利用者を特定できる情報を開示しないことを条件に、測定データを、本サービスにより確認された「インターネット平均」統計データその他の形態で利用かつ開示することができる。

第15条（秘密保持）

- 1 当事者は、本規約の履行に関連して知りえた相手方固有の技術上、業務上その他の情報(以下「秘密情報」)を、本契約の目的のみに利用するとともに、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示しないものとする。ただし、秘密情報には、以下のものは含まれないものとする。
 - (1) 相手方から提供もしくは開示がなされたときまたは知得したときに、既に一般に公知となっていた、または、既に知得していたもの
 - (2) 相手方から提供もしくは開示がなされた後または知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - (3) 提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
- 2 当事者は、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請に基づき、相手方の秘密情報または本契約の内容を開示することができる。ただし、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
- 3 当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第1項に準じて取り扱うものとする。
- 4 当事者は、本契約の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載または包含した書面、その他の記録媒体およびその全ての複製物を返却または廃棄する。

第16条（知的財産権）

- 1 本サービスに関する著作権、工業所有権等の知的財産権、その他の権利は、ビービットに帰属し、これらの権利が利用者に移転することはないものとする。
- 2 ビービットの書面による承諾なく利用者がビービットの商号、商標ならびにロゴマークを使用することを禁ずる。
- 3 利用者の使用を目的に、ビービットが構築した成果、その他本サービスに関して発生した一切の成

果に関する、著作権、工業所有権等の知的財産権、その他一切の権利はビービットに帰属するものとする。

第17条(反社会的勢力の排除)

- 1 当事者は、相手方に対し、自己および自己の役員等が、現在、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (6) 社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
 - (8) その他、前各号に掲げる者に準ずると一般的に判断される者
- 2 当事者は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して以下の各号に掲げる行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に際しての脅迫的な言動または暴力
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いた信用毀損または業務妨害
 - (5) その他、前各号に類似する行為
- 3 当事者は、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引の全部または一部を停止し、または本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。この場合、取引の停止または契約の解除により相手方に損害が生じた場合であっても、解除権を行使した者は一切の責任を負わないものとする。
- 4 当事者は、自己または自己の役員等が第1項または第2項の確約に反したことにより相手方または第三者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第18条(規約の変更)

- 1 ビービットは、利用者に対して事前通知を行った上で、本規約を適宜変更することができ、その都度利用者との契約内容および条件は新規約に準ずることとなる。
- 2 かかる変更内容の通知後、15日以内に利用者が異議の申立を行わない場合、利用者は本規約の変更同意したものとみなされ、新規約の効力が発生する。

- 3 利用者は、前項に定める効力発生の時点以降、当該内容の不知または不承諾を申し立てることはできない。

第19条（事業譲渡）

ビービットは本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務並びに利用者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本条において予め同意したものとす。なお、本条に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとする。

第20条（存続規定）

以下の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第3条第3項、第6条(ただし、未払金がある場合に限る)、第12条、第13条、
第14条第4項および第5項、第15条、第16条、第17条、第19条、第20条、
第22条、第23条

第21条（協議）

本規約に記載のない事項および記載された事項について疑義が生じた場合は、当事者間にて協議するものとする。

第22条（合意管轄）

当事者間で訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第23条（準拠法）

本規約および本規約に基づく契約ならびに本サービス利用に関する一切の事項については、日本法を準拠法とする。

平成19年11月15日制定

平成25年4月1日改定

平成30年9月25日改定